

●セーフティ認定 よくある質問（令和6年12月1日時点）

問1 認定はどこで受ければよいか。

答： 法人の場合は、登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地（注）、個人の場合は、事業実態のある事業所の所在地を想定している。

（注） 法人の場合、登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地を管轄する市区町村のいずれにおいても認定を受けることが可能。ただし、登記上の住所地において事業実態がない場合は、認定を受けることができるのは事業実態のある事業所の所在地を管轄する市区町村に限られる。

問2 複数の営業所の売上が未集計等、直近月の売上等が確認できない場合、何か月前まで遡ることは可能か。

答： 基本的には申請月を基準としての直近月であるが、最大で3か月程度を目安として遡ることは可能としている。

【例】 令和6年10月中に認定申請を行う際の「最近3か月」について、通常であれば令和6年7月から起算して3か月間（9月、8月、7月）となるが、最も遡って令和6年4月から起算して3か月間（6月、5月、4月）の売上高等で認定申請を行うことが可能。
ただし、これは、より直近の月の売上高等が未集計の場合を想定していることに注意されたい。

問3 法人成り、債務者変更により申請者と前年同月あるいは前年同期における事業者が異なる場合、売上高等の比較はどのように行うのか。

答： 事業の同一性が確認できれば、法人成り前の個人もしくは変更前債務者との比較をすることで差し支えない。

問4 信用保証協会への申込みに当たっては認定書のコピーでもよいか。

答： 差し支えない。

問5 認定申請書の修正は訂正印が必要か。

答： 日付をはじめ、金額や減少率であっても、訂正しても差し支えない。
訂正方法は下記のとおり。

① 訂正印による訂正

② 申請者または受任者による訂正

(例) 申請者である「いろは株式会社 代表取締役 四日市太郎」が訂正する場合

20 (5月8日 四日市太郎 訂正)

減少率 15 % (実績)

(例) 受任者である「いろは銀行の担当者四日市太郎」が訂正する場合

20 (5月8日 いろは銀行 四日市太郎 訂正)

減少率 15 % (実績)

問6 個人事業主の場合、申請書の住所欄にはどの住所を記入すべきか。

答： 申請者の住所を記入。

問7 創業後1年3か月を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合は、認定は可能か。

答： 認定を可能とする。

業歴1年3か月未満の場合は、原則として以下の基準をもって認定をして差し支えない。

・最近1か月の売上高等が、その直前の3か月間の平均売上高等と比較して、基準以上に減少していること。

問8 5号(ハ)について、売上高に営業外収益及び特別利益は含めるのか。

答： 売上高に営業外収益及び特別利益は含めない。

【例】製造業者が、自身の工場があった土地を売却したことによって得られる収益は、通常、特別利益に計上されるが、この場合、当該特別利益は売上高には含めない。また、当該製造業者は、特別利益に土地の売却益が計上されているからといって、それをもって、日本標準産業分類の「6812土地売買業」を兼業していることにはならない。

問9 5号(ハ)について、利益率要件はどのようなケースに適用されるものか。

答： 為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加を受けた利益率の減少が生じている場合の適用を想定している。

なお、単純な役員報酬の増加等、外的要因によらない費用の増加については本基準の対象外と想定している。

問10 5号(ハ)について、利益率要件における3か月間の月平均売上高営業利益率はどのように算出するのか。

答： $(3\text{か月間の営業利益}) / (3\text{か月間の売上高})$ で算出することを想定している。なお、売上高営業利益率について、個人事業主の場合は、 $(\text{売上} - \text{売上原価} - \text{経費}) / \text{売上}$ で求めることを想定している。

問11 5号(ハ)について、利益率要件において売上高営業利益率はどのような推移の場合に対象になるのか。

答： 以下のとおり想定している。

利益率の推移	対象の適否
プラスからプラス	減少率が20%以上で対象
プラスからマイナス	全て対象
ゼロからマイナス	全て対象
マイナスからマイナス	減少率が20%以上で対象
マイナスからプラス	全て対象外